（財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法）

第五条の七　法第百三十七条の三の十第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は基金の使用に係る電子計算機に備えられたファイル若しくは電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

（理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正）

第十六条　理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（平成十年厚生省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
目次 第一章　（略） 第二章　指定登録機関（第十三条―第二十条） 附則 （削る）	目次 第一章　（略） 第二章　指定登録機関（第十三条―第二十一条） 附則 （電磁的記録媒体に貼り付ける書面） **第二十一条**　前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。 一　申請者、届出者又は報告者の名称 二　申請年月日、届出年月日又は報告年月日

（傍線部分は改正部分）

（美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正）

第十七条　美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（平成十年厚生省令第九号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
目次 第一章　（略） 第二章　指定登録機関（第十三条―第二十条） 附則 （削る）	目次 第一章　（略） 第二章　指定登録機関（第十三条―第二十一条） 附則 （電磁的記録媒体に貼り付ける書面） **第二十一条**　前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。 一　申請者、届出者又は報告者の名称 二　申請年月日、届出年月日又は報告年月日

（傍線部分は改正部分）

（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

第十八条　確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
（企業型年金規約の閲覧） **第四条の三**　企業型年金規約の内容が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして備え置かれる	（企業型年金規約の閲覧） **第四条の三**　企業型年金規約の内容が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第二十一条を除き、以下同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるように

（傍線部分は改正部分）